

## 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、誰もが暮らしやすく、多様な主体の協働による新しい社会の構築をめざす「かわさきパラムーブメント」の基本理念の具現化にあたり、次に掲げる事項について、会議委員の意見を求める。

- (1) スポーツ・健康
- (2) ダイバーシティ（多様性）
- (3) 文化
- (4) 地域活動・ボランティア
- (5) 社会・経済
- (6) エンターテインメント
- (7) 福祉
- (8) おもてなし
- (9) その他、市の発展に資する事柄

(会議の構成者)

第3条 会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 市民

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、平成27年10月1日から平成33年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。